

学校生活の心得について

1 服装などの身だしなみについて

(1) 服装規程に基づいて、正しく制服を着用すること。

服装規程

冬服装	10月～ 5月	指定のブレザーとスラックスまたはスカート、シャツ、ネクタイまたはリボンを着用する。	指定のセーター、ベスト、カーデガンを着用しても良い。
夏服装	6月～ 9月	指定のスラックスまたはスカート、シャツを着用する。	
移行期		冬服装と夏服装の移行について、詳細な時期については気候をみて生徒指導部より別途指示をする。	
防寒着		指定はないが、色調は華美でないものとし、着用は登下校時に限る。	

ア スカート丈は膝頭を基準とする。

※譲り受ける場合、新入生は制服申込時に持参し、基準を満たしているもののみ着用可とする。

イ 制服の加工（スカート丈の加工）などは禁止する。

ウ 履物は短靴または運動靴を使用すること。

エ 化粧、染髪、脱色、パーマは禁止する。ドライヤーやヘアアイロンなどの使用による著しい変色等も改善指導の対象とする。

オ 装身具（ピアス、ネックレス、ペンダント、指輪等）の着用は禁止する。

(2) 上履きについて

ア 校内では学校指定の「上履き」を使用する。上履きのままグラウンドに出ることは禁止する。

イ 屋内運動施設（体育館、格技場、ミーティングルーム）では学校指定の「体育館シューズ」を使用すること。

2 所持品などについて

(1) 学校生活に不要な物品または必要以上の金品を持参しないこと。また、持ち物には必ず名前を記入すること。

(2) 携帯電話、スマートフォンの持ち込みは認めているが、授業中は電源を切ってカバンの中に片づけておくこと。

3 自転車通学について

(1) 自転車通学希望者は生徒指導部で自転車通学登録をして、所定のステッカーを貼った自転車で通学すること。

(2) 交通ルールとマナーを守り、安全運転に努めること。傘さし運転、スマートフォン、音楽機器を使用しながらの運転など危険運転は絶対にしないこと。

(3) 必ず自転車保険に加入すること。（平成30年4月より自転車保険への加入が条例で義務化）

4 登下校時間等について

- (1) 遅くとも 8 : 30 までに登校し、8 : 35 の始業時には教室で着席していること。
- (2) 登校後、授業終了時間までは校外に出てはならない。
- (3) 夏期（4月1日～10月31日）は午後6時、冬期（11月1日～3月31日）は午後5時30分までに下校すること。この時間以降、学校に残る場合は所定の手続きを行うこと。
- (4) 部活動等の活動がある場合は、教員の付き添いのもと、午後7時までに活動を終え、午後7時30分には下校すること。

5 アルバイトについて

- (1) 原則として禁止とする。やむを得ない事情がある場合にのみ許可する場合がある。その場合は所定の手続きを行うこと。

6 バイク等の乗車について

- (1) 運転免許の取得は禁止する。（4輪、2輪とも）
- (2) 原動機付自転車、バイクおよび自動車を運転することを禁止する。
- (3) 違反生徒の運転するバイクや自動車に同乗することを禁止する。